

塩田まちづくり協議会 設立総会



塩田平全景(航空写真)

日 時 平成 29 年 6 月 4 日(日) 午後 2 時から

場 所 塩田公民館大ホール

塩田まちづくり協議会 設立総会次第

■第一部 設立総会

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 経過報告 P2~7
- 5 議長選出

議事録署名人及び書記の任命

- 6 議事
 - (1) 議案第1号 塩田まちづくり協議会規約(案) P8~11
 - (2) 議案第2号 役員を選出について(案) P12
 - (3) 議案第3号 平成29年度事業計画(案) P13
 - (4) 議案第4号 平成29年度収支予算(案) P14
- 7 議長退任
- 8 閉会

■第二部 記念講演

テーマ 「人口減少時代の地域協働のまちづくり」

講師 長野大学 環境ツーリズム学部准教授 松下重雄 氏

経過報告

はじめに

近年、我が国の多くの自治体では、高齢化・人口減少社会の到来、地域住民のつながりの希薄化により地域コミュニティの衰退が指摘され、その維持が課題となっています。また、行政に対するニーズが複雑・多様化し、市内一律的な行政サービスと限られた財源の中では住民ニーズにきめ細かく的確に応えることが難しくなっています。

このような状況を受け、全国の自治体では地域で活躍する諸団体や個人等で組織された新しい住民自治組織により地域運営を行う試みが広がっています。

地域内分権の推進

上田市では平成 18 年 3 月の市町村合併以降「合併に対する住民の不安を払しょくする体制づくり」「住民の自治意識の高揚や市民協働の体制づくり」「地域のまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す『分権型自治』実現の体制づくり」を段階的に進めてきました。

そして平成 24 年以降は一定の区域内で住民がまちづくり組織(住民自治組織)をつくり、行政と連携・協力して地域課題の解決や地域おこしに主体的にとりくむ体制づくりを推進してきました。

「地域経営会議」(準備会)設置の提案

具体的には、市内 9 地域(公民館単位)にまちづくり組織(住民自治組織)を設立するための準備会となる「地域経営会議」の設置を呼び掛けてきました。

塩田地域のとりくみ

平成 25 年度

平成 25 年 10/21 塩田地域協議会 先進地視察 (飯田市鼎地区)
11/21 塩田地域協議会 視察に基づく協議

平成 26 年度

平成 26 年 8/21 塩田地域協議会 地域内分権について議論
10/24 塩田地域協議会 先進地視察 (長野市松代地区)

平成 27 年度

○塩田地区自治連での検討

上田市内では平成 26 年度末には丸子地域、川西地域、神科・豊殿地域の 3 地域で地域経営会議(準備会)が発足していました。こうした状況を踏まえて塩田地区自治連役員会(4 地区自治連会長で構成)において塩田地域における「地域経営会議」(準備会)の設置について検討を進めました。

その結果、新しい住民自治組織について検討する「地域自治組織設立検討委員会」を塩田地区自治連内に設置する方針を定期総会に提案することとなりました。

- 平成 27 年 4/23 塩田地区自治連役員会で地域内分権について意見交換
 5~6 月 東塩田、中塩田、西塩田、別所の各自治連で説明・意見交換
 10/8 塩田地区自治連役員打合せ会
 ・塩田地区自治連が中心となって「地域経営会議」(準備会)を立ち上げる方向を決める。
 10/15 塩田地域協議会 塩田地区自治連役員会の報告
 11/5 塩田地区自治連役員打合せ会
 ・名称、規約、委員構成の検討
 11/10 別所温泉自治連定例会での説明・意見交換
 11/17 西塩田自治連定例会での説明・意見交換
 11/19 塩田地域協議会 塩田地区自治連役員会の報告
 12/3 中塩田自治連定例会での説明・意見交換
 12/9 東塩田自治連定例会での説明・意見交換
 12/22 塩田地区自治連役員打合せ会
 ・委員推薦団体の決定
 ・「検討委員会」設立方針案の決定
- 平成 28 年 1/15 西塩田自治連定期総会(検討委員会設立方針案の説明)
 1/23 東塩田自治連定期総会(検討委員会設立方針案の説明)
 1/31 別所温泉区民総会(検討委員会設立方針案の説明)
 2/11 中塩田自治連新旧引継会(検討委員会設立方針案の説明)

平成 28 年度

○平成 28 年 3 月 6 日 塩田地区自治連定期総会

塩田地区自治連内に「**地域自治組織設立検討委員会**」を設置する方針が議決される。

○地域自治組織検討委員会での検討

4/13 第 1 回検討委員会

- (1) 地域内分権の推進について
- (2) 年間事業計画について

5/19 第 2 回検討委員会

- ・まちづくり、住民自治についての意見交換

委員全員が各々意見を述べる。市が進めようとしている新しい住民自治組織に期待する意見がある一方で、「行政の仕事を地域に丸投げしようとしているのでは」などの疑問の声も多かった。

6/16 第 3 回検討委員会

- (1) 他地域の状況について(丸子、川西、神科、長野市松代、三重県名張市)
- (2) 上田市の資料等について
 - ・市内 9 地域の状況 (自治連、人口、小中学校)
 - ・自治会別年齢別人口統計 (塩田地域) 等

7/5～7/6 先進地のまちづくり組織の視察 新潟県 十日町市

富山県 射水市

7/21 小委員会 ・検討委員会の進め方について協議

8/18 第4回検討委員会

○グループ討議

新しい住民自治組織が必要か否かについて3グループに分かれて討議を行う。

9/20 第5回検討委員会

(1) グループ討議のまとめ

グループによって様々な議論があったが、全体としては新しい住民自治組織の必要性の議論をこのまま続けるのではなく、具体的な中身の検討を進め、地域住民に提案・説明できる原案を作成すべきとの方向となった。

(2) 塩田地域の住民自治組織のイメージ案

(3) 住民自治組織の設立範囲の検討

10/20 第6回検討委員会

(1) 市内の他地域の状況等について(丸子、川西、神科、豊殿地域)

(2) 新しい組織の設立範囲について

(3) 塩田地域の魅力・課題について

(4) 新しい組織の構成団体について

11/17 第7回検討委員会

(1) 設立範囲について

新しい住民自治組織の設立範囲については塩田全域で一つの組織とするか地区単位に四つの組織とすべきかで意見が分かれたため、4地区自治連ごとに再度検討の上次回の検討委員会で結論を出すこととした。

(2) 中間報告について

(3) 今後のスケジュールについて

12/15 第8回検討委員会

(1) 設立範囲について

設立範囲については継続協議としつつ、第一段階として塩田で一組織の「住民自治組織」を設立し、①まちづくり計画の策定 ②地区組織の検討 ③住民への広報活動を中心に活動する方向で合意する

(2) 組織の名称、規約等の検討について

(3) 「検討委員会だより」について

1/16 「検討委員会だより」を発行し全戸配布する。

1/19 第9回検討委員会

(1) 組織構成の検討

(2) 組織名称、規約案の検討

(3) 自治連総会に提案する基本方針案について

2/16 第10回検討委員会

- (1) 組織名称について
- (2) 構成団体について
- (3) 役員の選考方法について

「地域自治組織設立検討委員会」での検討結果

塩田地域の将来のために、新たな住民主体のまちづくり組織を今から立ち上げるべきとの結論に達し、平成 29 年度の塩田地区自治連定期総会に「塩田まちづくり協議会」を設立するための基本方針案を提案し各自治会の理解を求めていくこととした。

○各地区自治連総会等での説明

- ・「塩田まちづくり協議会」を設立する基本方針案について理解を深めていただくため、各地区の新年総会等の席上で説明・意見交換を行った。

- 1/13 西塩田自治連定期総会
- 1/21 東塩田自治連定期総会
- 1/29 別所温泉区民総会
- 2/9 中塩田自治連新旧役員引継会

平成 29 年度

○平成 29 年 3 月 12 日 塩田地区自治連定期総会

「塩田まちづくり協議会」を設立するための基本方針案が議決される。

「塩田まちづくり協議会(仮称)」設立基本方針(案)

〈はじめに〉

塩田地区自治会連合会では昨年 3 月 6 日の定期総会において「地域自治組織設立検討委員会」の設置を決定し、27 名の委員により「新しい住民自治組織」について検討を重ねてきました。

この会議では、不要論、時期尚早論も含めて活発な議論が行われました。その結果、少子高齢化が進み人口減少が見込まれている中で、この地域の将来のためには新たな住民主体のまちづくり組織を今から立ち上げるべきとの認識が大勢となりました。

一方、「新しい住民自治組織」の設立範囲については、塩田全域で一つの組織か 4 地区自治連ごとに四つの組織かの両論があり意見の一致には至りませんでした。

最終的に検討委員会では、設立範囲の問題は継続協議としつつも、まずは塩田地域で一つの組織を設立し新しいまちづくりのスタートラインに立つべきとの結論に達しました。

これまでの検討を踏まえ、次のとおり「新しい住民自治組織」設立に向けた基本方針を提案します。

1 組織の名称

「塩田まちづくり協議会(仮称)」を討議案とし、設立総会で最終決定します。

2 新たな組織による取り組みの内容(事業計画案)

- (1) 塩田地域の将来を見据えた「まちづくり計画」を策定する。
- (2) 東塩田、中塩田、西塩田、別所温泉の単位で地区組織を設置すること、あるいは 4 地区

別に住民自治組織を設立することについて研究・検討を進める。

- (3) 地域内分権や「塩田まちづくり協議会(仮称)」について住民理解を深めるための広報活動を行う。
- (4) 地域振興、地域課題の解決についての研究・検討及び事業の実施に取り組む。
- (5) その他まちづくりに必要な活動に取り組む。

3 新たな組織の構成

「塩田まちづくり協議会(仮称)」は塩田地域に居住する住民及び塩田地域で活動する団体を構成員とし、今後各団体と協議のうえ具体案を作成します。

4 新たな組織の役員体制

「塩田まちづくり協議会(仮称)」の役員体制は設立総会で決定します。

今後、地域自治組織設立検討委員会において原案の検討を進めますが、その際の基本原則として、役員の特任制(できるだけ当て職を避ける)、複数年任期(1年交代ではなく継続した活動をめざす)、女性役員の積極的登用、4地区間のバランス等を配慮するものとします。

5 新たな組織の経費、財源

当面「塩田まちづくり協議会(仮称)」の活動経費は市交付金を財源とします。会費等については将来的な検討課題とします。

6 設立の時期

29年度内のできるだけ早期に設立するものとし、設立総会を5月末に開催することを目標に準備を進めます。

○団体説明会

・「塩田まちづくり協議会」への参加を呼び掛けるため各種団体を対象に説明会を3回にわたって開催した。(出席団体)計28団体

- 3/16 第1回団体説明会 14団体出席
- 3/19 第2回団体説明会 7団体出席
- 3/22 第3回団体説明会 7団体出席

○設立総会の準備

3/23 第11回検討委員会

- (1) 人事案についての検討
- (2) 規約案について
- (3) 代議員について
- (4) 設立総会等、今後の日程について

4/20 第12回検討委員会

- ・設立総会議案の検討

5/18 第13回検討委員会

- ・設立総会議案の検討

地域自治組織設立検討委員会の構成 (29/2/16 現在)

	推薦団体等	氏 名	役職	自治会名	備考
1	塩田地区自治連	龍野 藤人	28年度塩田地区自治連会長	石神	(委員長)
2	"	林 千尋	28年度塩田地区自治連副会長	五加	
3	"	竹下 通廣	"	山田	
4	"	伊藤 準一	"	大湯	
5	"	桜井 孝	28年度塩田地区自治連顧問	院内	
6	"	本間 幸雄	"	鈴子	
7	"	高野 忠房	"	五加	
8	"	宮沢 正行	"	西前山	
9	塩田地域協議会	南雲 典子	27年度塩田地域協議会会長	中野	
10	"	片桐眞次郎	" 副会長	西前山	
11	"	西沢むめ子	" 委員	手塚	
12	"	山極 郁子	" 委員	大湯	
13	"	窪田 八平	" 委員	平井寺	
14	"	山極 一雄	28年度塩田地域協議会会長	新町	
15	"	山部 健壽	28年度塩田地域協議会副会長	平井寺	
16	"	増沢 宗	" 委員	上小島	
17	東塩田振興会	窪田 秀徳	28年度東塩田商工振興会会長	平井寺	
18	"	吉田 智明	28年度東塩田振興会常任理事	柳沢	
19	中塩田振興会	木村 俊行	28年度中塩田振興会事務局長	中野	
20	"	柳沢 稔	28年度中塩田振興会理事	保野	
21	西塩田振興会	小林壽美男	28年度西塩田振興会会長	新町	
22	"	宮澤 卓也	" 副会長	西前山	
23	別所温泉自治連	山口豊三郎	28年度分去自治会長	分去	
24	"	増澤 一嘉	28年度分去副自治会長	分去	
25	東塩田自治連	松澤 繁樹	28年度下之郷自治会長	下之郷	
26	中塩田自治連	浅川 幸平	28年度中塩田自治連副会長	中野	
27	西塩田自治連	岡田 宝正	28年度西塩田商工振興会会長	新町	
28	東塩田自治連	坂田 忠則	29年度東塩田自治連会長	柳沢	29/2/16 から参加
29	中塩田自治連	浅川 司	29年度中塩田自治連会長	五加	"
30	西塩田自治連	齊藤 幸廣	29年度西塩田自治連会長	手塚	"

議案第1号 塩田まちづくり協議会規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、塩田まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を生かした住み良いまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、塩田地域の範囲とする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定・見直しに関する事業
- (2) 協議会の組織整備に関する事業
- (3) 広報に関する事業
- (4) 地域振興、地域課題の解決に関する事業
- (5) その他まちづくりに必要な事業

(会員)

第5条 協議会の会員は、塩田地域に居住する住民及び塩田地域で活動する団体とする。

(組織)

第6条 協議会は、総会及び役員会をもって構成する。

- 2 協議会に部会を置くことができる。
- 3 協議会に事務局を置く。
- 4 協議会に監査を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会 計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 幹 事 15名以内
- (6) 部会長 設置部会数
- (7) 監 事 2名

- 2 必要に応じて顧問、アドバイザーを置くことができる。

(役員の設定)

第8条 協議会の役員(部会長を除く)は、総会に諮り決定する。

2 顧問、アドバイザー及び補欠役員は、役員会にて承認する。

(役員職務)

第9条 協議会の役員は次の職務にあたる。

(1) 会長は協議会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(4) 事務局長は協議会の事務全般を掌理する。

(5) 幹事は協議会の運営に必要な会務を行う。

(6) 部会長は担当部会の運営にあたる。

(7) 監事は協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

第10条 協議会の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第12条 総会は、自治会及び各団体から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は役員を兼務することができない。

3 代議員の選出については別に定める。

(総会開催)

第13条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会定足数)

第15条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会議長)

第16条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長
の決するところによる。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関する事。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (3) 規約の改廃の決定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。

(総会の公開)

第19条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は総会を傍聴することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第20条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第21条 役員会は会長が招集する。

2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第22条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 部会

(部会の構成)

第23条 部会は会員団体が推薦する者、及び会長が任命する者をもって構成する。

2 部会に部会長、副部会長を置き、部会員が互選する。

3 部会の組織は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 防災安全部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 教育文化部会
- (5) 地域振興部会

(6) 環境保全部会

(7) その他会長が必要と認める部会

(部会員の任期)

第24条 部会員の任期は第10条各号の規定を準用する。

(部会の招集と議長)

第25条 部会の会議は部会長が招集し、部会長が議長となる。

第6章 会計及び監査

(経費)

第26条 協議会の経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第27条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第28条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第29条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(役員報酬等)

第30条 協議会の役員報酬等は別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第31条 協議会の事務局は、上田市中野20番地塩田地域自治センター内に置く。

(事務局職員)

第32条 事務局に職員を置くことができる。

2 事務局職員の任務及び給与等は別に定める。

第8章 その他

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成29年6月4日から施行する。

議案第2号 役員の選出について(案)

(敬称略)

役 職	氏 名	所属・経歴等	自治会
会 長	龍野 藤人	検討委員長(28年度塩田地区自治連会長)	石神
副会長兼会計	林 千尋	検討委員(28年度中塩田自治連会長)	五加
副会長	山極 一雄	検討委員(第6期塩田地域協議会会長)	新町
〃	山極 郁子	検討委員(第5期塩田地域協議会委員)	大湯
〃	浅川 司	検討委員(29年度塩田地区自治連会長)	五加
事務局長			
幹 事	坂田 忠則	検討委員(29年度東塩田自治連会長)	柳沢
〃	齊藤 幸廣	検討委員(29年度西塩田自治連会長)	手塚
〃	伊藤 準一	検討委員(28・29年度別所温泉自治連会長)	大湯
〃	竹下 通廣	検討委員(28年度西塩田自治連会長)	山田
〃	本間 幸雄	検討委員(28年度東塩田振興会長)	鈴子
〃	木村 俊行	検討委員(28年度中塩田振興会事務局長)	中野
〃	小林壽美男	検討委員(28年度西塩田振興会長)	新町
〃	山部 健壽	検討委員((第6期塩田地域協議会副会長)	平井寺
〃	増沢 宗	検討委員(第6期塩田地域協議会委員)	上小島
〃	南雲 典子	検討委員(第5期塩田地域協議会会長)	中野
〃	西沢むめ子	検討委員(第5期塩田地域協議会委員)	手塚
〃	桜井 俊則	29年度別所温泉自治連副会長	分去
〃	倉島 博	29年度別所温泉観光協会会長	院内
〃	窪田 富子	第6期塩田地域協議会委員	平井寺
部会長			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
監 事	林 隆義	29年度東塩田自治連副会長	奈良尾
〃	渡邊 正美	29年度中塩田自治連副会長	中野

議案第3号 平成29年度事業計画(案)

1 地域まちづくり計画の策定

塩田地域の魅力と課題を把握し、この地域の特色を生かしたまちづくりを推進するための塩田地域まちづくり計画を策定します。

2 組織体制の検討

塩田地域のまちづくりを推進するための機能的な組織のあり方について検討します。

具体的には東塩田、中塩田、西塩田、別所温泉の単位で地区組織を設置すること、あるいは4地区別に住民自治組織を設立することについて研究・検討を進めます。

3 住民への啓発

地域内分権や塩田まちづくり協議会の活動について住民理解を深めるための広報活動を進めます。

4 事業の実施

地域課題の解決、地域振興のための事業の実施をめざします。

5 その他まちづくりに必要な事業に取り組みます。

議案第4号 平成29年度収支予算(案)

収入総額	5,501,000	円
支出総額	5,501,000	円
差引金額	0	円

収入の部

単位 : 円

科目		予算額	説明
1 交付金	市交付金	5,500,000	上田市からの交付金
2 雑収入	雑収入	1,000	利子、その他
合計		5,501,000	

支出の部

単位 : 円

科目		予算額	説明
運営費		2,481,000	
	会議費	60,000	会議お茶代
	通信運搬費	117,000	電話、インターネット等
	消耗品費	146,000	事務用品
	備品購入費	400,000	机、椅子、電話、パソコン等
	印刷製本費	100,000	印刷、写真代等
	人件費	1,488,000	役員手当、事務局職員賃金等
	旅費	100,000	研修旅費等
	光熱水費	70,000	事務局光熱水費
活動費		3,000,000	
	広報費	300,000	まちづくり広報(年4回予定)
	まちづくり計画作成費	1,200,000	アンケート、計画書作成
	まちづくり事業費	1,500,000	課題解決、地域振興事業等
予備費		20,000	
	予備費	20,000	
合計		5,501,000	

「塩田まちづくり協議会」の構成団体

	団体名	備考
1	東塩田自治連	
2	下組自治会	
3	中組自治会	
4	奈良尾自治会	
5	平井寺自治会	
6	鈴子自治会	
7	石神自治会	
8	柳沢自治会	
9	下之郷自治会	
10	桜自治会	
11	中塩田自治連	
12	下本郷自治会	
13	東五加自治会	
14	五加自治会	
15	上本郷自治会	
16	中野自治会	
17	上小島自治会	
18	下小島自治会	
19	保野自治会	
20	学海南自治会	
21	舞田自治会	
22	八木沢自治会	
23	八舞自治会	
24	学海北自治会	
25	セレーノ八木沢自治会	
26	西塩田自治連	
27	十人自治会	
28	新町自治会	
29	東前山自治会	
30	西前山自治会	
31	手塚自治会	
32	山田自治会	
33	野倉自治会	
34	別所温泉自治連	
35	分去自治会	
36	大湯自治会	
37	院内自治会	
38	上手自治会	
39	東塩田振興会	
40	中塩田振興会	
41	西塩田振興会	
42	安曾望会	
43	上田法人会塩田支部	
44	うえだミックススポーツクラブ	
45	交通安全協会中塩田支会	
46	さくら国際高等学校	
47	塩田商工振興会連合会	
48	塩田平土地改良区	
49	塩田平のため池を愛する会	
50	塩田平文化財保護協会	
51	塩田平ボランティアガイドの会	
52	塩田地域包括支援センター	
53	塩田地区民生・児童委員協議会	
54	塩田地区営農活性化委員会	
55	塩田の里交流館運営委員会	
56	信州うえだ農業協同組合塩田支所	
57	東塩田防犯協会	
58	別所温泉観光協会	
59	別所温泉旅館組合	
60	マダラヤンマ保護研究会	
61	ヤマンバの会	